

事務連絡
平成 29 年 7 月 10 日

各保険医療機関 開設者 様

北海道厚生局医療課

A312 精神療養病棟入院料に係る専任の精神科医師の
兼任について（注意喚起）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）等により示されているところですが、当該病棟における専任の精神科医師は、他の病棟に配置される医師と兼任できず、当該医師の外来業務及び他病棟の入院患者の診療業務への従事は、週 2 日以内である必要があります。

この「週 2 日以内」の取扱いについては、延べ日数ではなく、暦日で週 2 日以内であるので、ご留意願います。

【認められる暦日の例】

○月曜日と水曜日は午前中に2 日間それぞれ外来診療を行い、午後は病棟業務を行う。

【認められない延べ日数の例】

×月曜日から水曜日までは午前中に合計 3 日間それぞれ外来診療を行い、午後は病棟業務を行う。

(0.5 日×3 日=1.5 日)

なお、週 2 日以外の日に、予定外の緊急の重症患者への対応及び精神保健指定医の公務員としての業務（措置診察等）を行うことについては、外来業務及び他病棟の入院患者の診療業務に含めず、必要に応じ従事することができますので、併せてご留意願います。

【お問い合わせ先】

札幌市北区北 7 条西 2 丁目 15 番 1
野村不動産札幌ビル 2 階
北海道厚生局医療課
(電話 011-796-5105)